

環境影響評価技術指針の 改定について

技術指針別記改定案（素案）

温室効果ガス	: 別紙1
生物・生態系	: 別紙2
緑地	: 別紙3
水循環	: 別紙4
廃棄物・建設発生土	: 別紙5

1 現在の技術指針の構成

<本編>

- 第1章 技術指針策定の趣旨等
- 第2章 計画段階配慮
- 第3章 環境影響評価
- 第4章 事後調査

基本的考え方
図書の構成

<別表>

- 別表1 地域概況の調査項目
- 別表2 環境影響評価項目
- 別表3 要因と項目の関連表

<別記>

- 第1 温室効果ガス
- 第2 生物多様性（動物、植物、生態系）
- 第5 水循環
- 第6 廃棄物・建設発生土
- 第7 大気質
- 第8 水質・底質
- 第9 土壌
- ・・・
- 第19 地域社会
- 第20 景観
- 第21 触れ合い活動の場
- 第22 文化財等

別表2で規定した22項目の
予測評価の対象、環境保全
目標の水準、手法

その他、対象とする物質等を定める「解説別表」があります

2 技術指針(別記) 改定のポイント

(1) 社会ニーズへの対応

- ・ 環境保全目標の見直し
- ・ 環境の保全のための措置の追記

(2) メリハリのあるベスト追求型アセスへ

- ・ 環境影響評価の対象、項目選定する事業の考え方の追記
- ・ ベスト追求型への環境保全目標の見直し

(3) 「ポジティブアセス推奨」の姿勢の明確化

- ・ ポジティブな環境保全目標の追記
- ・ 環境の保全のための措置の追記

(4) より適切・効果的・効率的な環境影響評価のための記載内容充実

- ・ 項目選定する事業の考え方や、図書に掲載すべき結果等を明確化

3 技術指針(別記)

改定の考え方① ～構成～

<現行>

- 1 調査
 - (1) 調査項目
 - (2) 調査方法等
- 2 環境保全目標の設定
- 3 予測
 - (1) 予測項目
 - (2) 予測方法等
- 4 評価
- 5 事後調査



<改定案>

- 1 環境影響評価の対象
 - (1) 環境影響評価の対象
 - (2) 項目選定する事業の考え方
- 2 調査
 - (1) 調査項目
 - (2) 調査方法等
 - (3) 調査結果
- 3 環境保全目標の設定
- 4 予測
 - (1) 予測項目
 - (2) 予測方法等
 - (3) 予測結果
- 5 評価
- 6 環境の保全のための措置
- 7 事後調査

※下線部は追加する事項

3 技術指針(別記) 改定の考え方② ～環境影響評価の対象～

(1) 環境影響評価の対象

- ・ 対象を明確化するため、新規で記載
- ・ 対象とする物質等を定める「解説別表」の内容を対応する別記の中に記載

(2) 項目選定する事業の考え方

- ・ 選定する事業を明確化するため、新規で記載

3 技術指針(別記) 改定の考え方③ ～調査～

(1) 調査項目

・ 求められる調査内容が具体的にイメージできるよう、記載内容を充実

(2) 調査方法等

・ 求められる調査内容が具体的にイメージできるよう、記載内容を充実

(3) 調査結果

・ 図書に掲載すべき結果を明確化するため、新規で記載

3 技術指針(別記) 改定の考え方④ ～環境保全目標の設定～

- ・ 社会ニーズへの対応

関連計画と連動した目標、よりよい環境の創出に向けた目標

- ・ ベスト追求型アセスの考えを踏まえた目標設定

(現行) 著しい影響が生じない水準 → (改定案) 影響を最小限にとどめる水準

- ・ ポジティブな環境保全目標の追記

現在の状況を維持する水準に加えて、向上する水準を追加

3 技術指針(別記) 改定の考え方⑤ ～予測～

(1) 予測項目

・ 求められる予測内容が具体的にイメージできるよう、記載内容を充実

(2) 予測方法等

・ 求められる予測方法等が具体的にイメージできるよう、記載内容を充実

(3) 予測結果

・ 図書に掲載すべき結果を明確化するため、新規で記載

3 技術指針(別記) 改定の考え方⑥ ～評価～

- ・図書に掲載すべき記載を明確化するため、記載内容を充実

改定の考え方⑦ ～環境の保全のための措置～

- ・図書に掲載すべき措置を明確化するため、新規で記載
- ・社会ニーズへの対応
社会変革等に対応した措置を追加
- ・ポジティブな環境保全目標の追記
現在の環境を維持する措置に加えて、向上する措置を追加

改定の考え方⑧ ～事後調査～

- ・調査項目・調査方法等・留意事項に項目分けして整理

4 社会ニーズへの対応

背景

生活環境の状況は改善。持続可能な社会の構築に向けた社会変革（気候変動、自然資本／自然共生、循環経済）が政策の重点になっている

- ・ 今回の改定の重点は、気候変動・自然資本・循環経済にかかる内容を想定
- ・ 事業を通じた政策目標の実現に向けて内容を見直し

< 現行の別記 >

- 温室効果ガス
- 生物多様性（動物、植物、生態系）

- 水循環
- 廃棄物・建設発生土
- 大気質
- 水質・底質
- 土壌
- ～
- 触れ合い活動の場
- 文化財等

本日は改定の重点となる

< 改定案 > 5項目を議論

- 温室効果ガス
- 生物・生態系 ← 生物多様性を統合
- 緑地 ← 自然資本の観点から追加
- 水循環
- 廃棄物・建設発生土

- 大気質
- 水質・底質
- 土壌
- ～
- 触れ合い活動の場
- 文化財等

5 技術指針（別記）温室効果ガス

項目	改定案	ねらい・ポイント
1 (1) 環境影響評価 の対象	<p>対象事業の実施に伴う<u>温室効果ガスの排出量及びその削減の程度</u>を対象とする。</p> <p>なお、評価の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する温室効果ガスとし、<u>事業者による管理、抑制等の措置が可能な範囲において排出されるもの</u>とする。したがって、例えば事業者の管理する火力発電施設、焼却施設から排出される二酸化炭素は評価の対象となるが、道路の建設事業において道路の供用に伴う自動車交通から排出される二酸化炭素は評価の対象とならない。</p> <p>ただし、対象を<u>サプライチェーン排出量全般に広げることができる</u>。</p>	<p>予測対象を事業者による管理、抑制等の措置が可能な範囲にとどまらず、サプライチェーン排出量全般に広げることができることで、<u>より広い範囲の脱炭素に向けた事業者の自主的な取組を促す</u>。</p>
1 (2) 項目選定する事業の考え方	<p>国及び本市が掲げる「2050年カーボンニュートラル」の達成に向けて、温室効果ガスは<u>原則として環境影響評価項目として選定</u>する。</p>	<p><u>原則としてすべての事業で項目選定</u>する。</p>
3 環境保全目標の設定	<p>調査により判明した温室効果ガスの状況を勘案するとともに、国及び本市が掲げる「<u>2050年カーボンニュートラル</u>」を<u>はじめ、関係法令、計画等を踏まえ</u>、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <p>(1) 温室効果ガスの<u>排出を最小限にとどめる水準</u> (2) その他科学的知見</p>	<p>脱炭素に向けた<u>高い水準の環境目標設定を促す</u>。</p>

項目	改定案	ねらい・ポイント
4 (3) 予測結果	<p>ア 温室効果ガスの排出量及びその削減量 事業計画において実施する温室効果ガスの排出量の削減対策の内容に基づき、対策を講じた場合と講じない場合に分けて、<u>温室効果ガスの種類ごとに排出量及びその削減の程度を整理</u>する。その上で、<u>二酸化炭素量に換算</u>する。なお、二酸化炭素量への換算にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に規定する地球温暖化係数を使用する。</p> <p>イ エネルギーの使用量及びその削減量 事業計画において実施するエネルギー使用量の削減対策の内容に基づき、対策を講じた場合と講じない場合に分けて、使用する<u>エネルギーの種類ごとに使用量及びその削減の程度を整理</u>する。</p>	<p>対策を講じた場合と講じない場合を対比する形で、二酸化炭素換算の排出量と削減の程度を予測結果として求めることを明示。</p>
6 環境の保全のための措置	<p>(1) 工事中</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 低炭素型建設機械の使用に関する措置 イ 軽油代替燃料の使用に関する措置 <p>(2) 存在・供用時</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 再生可能エネルギー等の利用に関する措置 イ エネルギーの有効利用に関する措置 ウ 設備システムの省エネルギーに関する措置 エ 建築物の熱負荷の低減に関する措置 オ 次世代自動車の使用等に関する措置 カ 設備機器の適切な維持管理、保守点検、更新等に関する措置 	<p>工事中と存在・供用時に分けて、環境の保全のための<u>具体的な措置の例を列挙</u>。</p>

技術指針（別記） 生物・生態系

項目	改定案	ねらい・ポイント
1 (1) 環境影響評価の対象	対象事業の実施が、生物・生態系に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。	<p>「生物多様性（動物）（植物）（生態系）」として個別評価していたものを「<u>生物・生態系</u>」に統合するとともに、「<u>生態系・動物・植物</u>」の順に記載を整理することで、まず生態系について把握し、そのあと、動物・植物の個別種について着目するという趣旨を明確化。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※上記の記載について、審査会後に説明内容と異なる誤記が判明したため、公表に当たり修正しました。 (誤) 「<u>生物・動物・生態系</u>」 (正) 「<u>生態系・動物・植物</u>」</p> </div>
1 (2) 項目選定する事業の考え方	<p>ア 対象事業実施区域及びその周辺に樹林、草地、湿地等の自然及び自然的環境が比較的多く残されている場合</p> <p>イ 対象事業実施区域が市街化された地域であっても、その周囲に樹林地、草地、湿地等がまとまりを持って残されている場合</p> <p>ウ 対象事業の実施により、新規に生物・生態系に配慮した樹林地、草地、湿地等を整備する場合</p> <p>エ 対象事業実施区域及びその周囲に、注目すべき生物・生態系が確認される場合</p> <p>オ 対象事業の実施に伴う河川及び水路の整備や改廃、水域の埋立て等により、陸水域及び海域の生態系への影響が予想される場合</p> <p>カ 対象事業の実施により、本項目と関連する「緑地」等の環境影響評価項目の影響を通じて、対象事業実施区域周囲の生物・生態系への影響が予想される場合</p>	
2 (1) 調査項目	<p>ア 生態系の状況</p> <p>イ 陸生動物の状況</p> <p>ウ 陸生植物の状況</p> <p>エ 水生生物の状況</p>	

項目	改定案	ねらい・ポイント
<p>3 環境保全目標の設定</p>	<p>(1) <u>生物・生態系の状況を維持又は回復する水準</u> (2) 注目すべき生態系、動物種及び群集、植物種及び植物群落を維持又は回復する水準 (3) 生物・生態系の状況を<u>向上する水準</u> (4) <u>新たに創出する生育・生息環境で、指標とする種が生息・生育できる水準</u> (5) 生物・生態系への影響を最小限にとどめる水準 (6) その他科学的知見</p>	<p>注目すべき生物・生態系のみならず、<u>生物・生態系全体に目標設定を拡大。</u></p> <p>「生物・生態系の状況を維持する水準」に加えて、「<u>向上する水準</u>」を追加。 <u>「新たに生育・生息環境を創出する場合」を追加。</u></p>
<p>6 環境の保全のための措置</p>	<p>(1) 工事中 ア 注目すべき動物種、植物種に対する繁殖への配慮に関する措置 イ 工事中の配慮に関する措置 (ア) 施工計画に関する措置 (イ) 建設機械や工事用車両の稼働及び運行に関する措置 (ウ) 工事関係者への指導及び教育に関する措置 (エ) 生物・生態系の適切な維持管理の計画及び体制に関する措置 ウ その他適切な措置 (2) 存在・供用時 ア <u>生物の新たな生息・生育環境の創出及び生態系の回復に関する措置</u> イ 注目すべき生物・生態系が確認された場合における生息・生育環境の維持又は回復に関する措置 ウ 生物・生態系の適切な維持管理の計画及び体制に関する措置</p>	<p>動物、植物の新たな生息・生育環境の創出に関する措置を記載。</p>

技術指針（別記） 緑地

項目	改定案	ねらい・ポイント
1 (1) 環境影響評価の対象	対象事業の実施が、緑地に及ぼす影響の内容及び程度を対象とする。	緑地に及ぼす影響は、 <u>グリーンインフラとしての機能や、対象事業実施区域及びその周辺に存在する緑地により構成されるエコロジカルネットワークへの影響を含む</u> ものとし、評価の対象とする。
1 (2) 項目選定する事業の考え方	ア 対象事業実施区域内に、既存の緑地が300㎡以上（複数の緑地がある場合、合計値とする。）存在する場合、緑地への影響が予想される場合 イ 対象事業の実施により、対象事業実施区域内の緑地の合計が概ね300㎡以上となる場合 ウ その他緑地への影響が予想される場合	対象事業実施区域内に300㎡以上の緑地が存在する場合や、供用時に対象事業実施区域内に緑地（存置する緑地及び新規に整備する緑地の合計）が300㎡以上となるよう計画されている事業を対象とする。
2 (1) 調査項目	ア 緑地面積の状況 イ 特に重要な緑地の特性及び状況 ウ 緑地の機能の状況	エコロジカルネットワークの特性等を把握するうえで「 <u>生息・生育する動物種、植物種、植物群落等の構成種と生態等についても必要に応じて把握</u> 」を求める。
3 環境保全目標の設定	(1) 対象事業実施区域内の緑地及びその機能を維持する水準 (2) 対象事業実施区域内の緑地及びその機能を <u>向上する水準</u> (3) 緑地への影響を最小限にとどめる水準	「緑地及びその機能の維持する水準」に加えて、「 <u>向上する水準</u> 」を記載。

<エコロジカルネットワーク> 空間・構造的及び機能的な連結性のある緑地のつながりであり、地表面だけでなく水や土壌などの基盤的な環境も含んで捉えることとする。都市内の緑地が構造及び機能的に連結性のある配置となっていることで、緑地のグリーンインフラとしての多面的な機能が発揮されやすくなる観点でも着目することとする。

項目	改定案	ねらい・ポイント
4 (3) 予測結果	<p>ア 緑地面積及び面積割合の変化</p> <p><u>イ グリーンインフラの機能の変化</u></p> <p><u>ウ エコロジカルネットワークの機能の変化</u></p> <p>エ 緑化計画の環境適合性</p> <p>オ 景観の変化</p> <p>カ 緑地の機能を引き出し活用する観点から重要な樹木への影響の内容及び程度</p>	<p>「緑地面積及び面積割合の変化」に加えて、<u>「グリーンインフラの機能の変化」や「エコロジカルネットワークの機能の変化」など、緑地の機能に係る事項を記載。</u></p>
5 評価	<p>原則として、視覚化又は数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が緑地に及ぼす影響の程度を評価する。なお、事業者により実行可能な範囲で、環境影響が回避若しくは低減されているか、又は<u>緑地及びその機能が向上しているか</u>等についても考察する。</p>	<p>「環境影響の回避若しくは低減」に加えて、<u>「緑地及びその機能が向上しているか等についても考察」</u>を記載。</p>
6 環境の保全のための措置	<p>(1) 工事中</p> <p>ア 周辺の緑地及びその機能への影響の回避に関する措置</p> <p>イ 対象事業実施区域内で保全される緑地及びその機能への影響抑制に関する措置</p> <p>(2) 存在・供用時</p> <p>ア 緑地及びその機能の維持及び<u>向上に関する措置</u></p> <p>イ 植栽地に適合した樹種の選定や適切な植栽基盤整備に関する措置</p> <p>ウ 生物・生態系への配慮に関する措置</p> <p>エ 緑地の適切な維持管理の計画及び体制に関する措置</p> <p>オ 緑地の機能を維持又は向上するための適切な管理に関する措置</p>	<p>「緑地及びその機能の維持に関する措置」に加えて<u>「向上に関する措置」も記載。</u></p>

技術指針（別記）水循環

項目	改定案	ねらい・ポイント
1 (1) 環境影響評価 の対象	<p>対象事業の実施が、水循環に影響を及ぼすと想定される地下水、湧水、河川・水路、池沼・水田、海域等（以下「河川・地下水等」という。）における影響の内容及び程度を対象とする。</p> <p><u>なお、水循環とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。</u></p>	<p><u>環境影響評価の対象とする水循環の内容を定義</u></p>
1 (2) 項目選定する事 業の考え方	<p>ア 工事に伴い、対象事業実施区域を含む流域の河川・水路の流量や湧水の流量に対して影響が予想される場合</p> <p>イ 工事に伴い、河川・水路の整備や改廃、水域の埋立て等を行い、<u>対象事業実施区域を含む流域の範囲において水循環に影響を及ぼすと予想される場合</u></p> <p>ウ 存在・供用に伴い、地下構造物の設置、地下水の揚水等により、湧水の流量及び地下水位に影響が予想される場合</p> <p>エ その他水循環への影響が予想される場合</p>	<p><u>流域への影響を明示</u></p>
3 環境保全目標の 設定	<p>(1) 水循環への影響を最小限にとどめる水準</p> <p>(2) 健全な水循環の維持・回復に資する涵養機能の向上等の水準</p> <p>(3) その他科学的知見</p>	

項目	改定案	ねらい・ポイント
4 (3) 予測結果	ア 地下水の水位、流況または湧水量の変化の程度 <u>イ 地下水涵養機能の変化の程度</u> ウ 地下水の流動阻害の変化の程度 エ 河川・水路の流域等の変化の程度 オ 河川の流量及び流速の変化の程度 カ 池沼等の水位の変化の程度 キ 海域の流向及び流速の変化の程度	水循環系に係る予測として、 <u>従来の河川の流量等に加え、地下水涵養機能の変化の程度を追加</u>
5 評価	原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が水循環に及ぼす影響の程度を評価する。 なお、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避若しくは低減されているか、又は <u>健全な水循環の維持・回復がなされているか</u> 、水域利用がある場合にはどのような影響が生じるかについても考察する。	<u>ポジティブな評価として、健全な水循環の維持・回復を記載</u>

項目	改定案	ねらい・ポイント
<p>6 環境の保全のための措置</p>	<p><u>(1) 工事中</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 洪水又は流量調整地、調整池等の設置 イ 排水路等の整備 ウ 掘削等の施工において地下水の流出を防ぐ措置 エ 地下水の揚水方法及び揚水量における措置 オ 地中構造物による流動遮断を抑えるための措置 カ 湧水の状況の監視 キ 埋立及び海底構造物による流況阻害を抑えるための措置 <p><u>(2) 存在・供用時</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 洪水又は流量調整地、調整池等の設置 イ 排水路等の整備 ウ 雨水の地下浸透施設等の措置 エ 雨水の地下浸透のための植栽地の確保 オ 地下水の揚水方法及び揚水量における措置 カ 地中構造物による流動遮断を抑えるための措置 キ 湧水の状況の監視 ク 埋立及び海底構造物による流況阻害を抑えるための措置 ケ 工場等からの排水の平準化（短時間に多量の排水を行わない） 	<p>工事中と存在・供用時に分けて、環境の保全のための<u>具体的な措置の例を</u> <u>列挙</u></p>

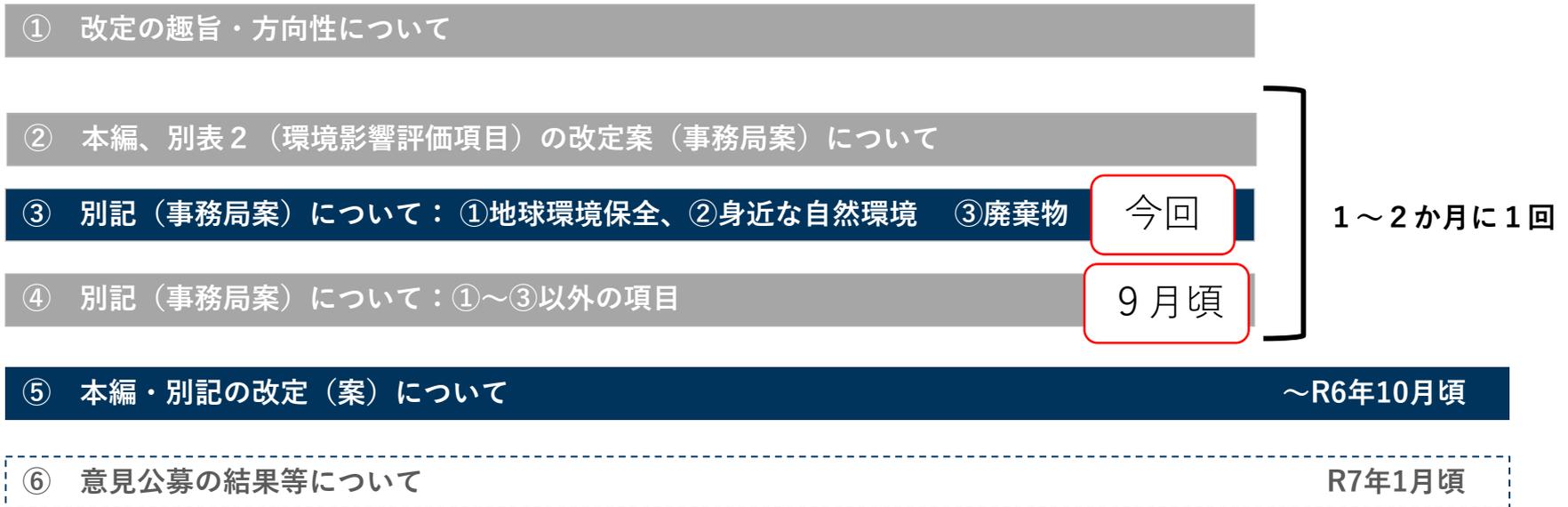
技術指針（別記）廃棄物・建設発生土

項目	改定案	ねらい・ポイント
1 (1) 環境影響評価 の対象	<p>対象事業の実施に伴い発生する廃棄物又は建設発生土について、<u>これらの量及び種類並びに発生抑制の程度等を対象</u>とする。</p> <p>また、<u>汚染土壌の場外運搬を行う場合は、廃棄物・建設発生土の環境影響評価項目ではなく、「第9 土壌」の環境影響評価項目で扱う。</u></p> <p><u>循環経済（サーキュラーエコノミー）における再生可能資源への代替の取組に関しては環境影響評価の対象とはしていないが、可能な範囲で事業計画及び環境の保全ための措置の一環として図書に記載することが望ましい。</u></p>	<p>循環経済における再生可能資源への代替の取り組みについては、<u>事業者を検討することを促すため</u>事業計画等に記載することを明示。</p> <p>汚染土壌の場外運搬を行う場合は、別記「第9 土壌」で扱うことを明示。</p>
1 (2) 項目選定する 事業の考え方	<p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、原則として廃棄物・建設発生土を環境影響評価項目として選定する。</p> <p>また、廃石綿等や感染性廃棄物などの<u>特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物の発生と処分が予想される場合は、その量にかかわらず、必ず廃棄物・建設発生土を環境影響評価項目に選定する。</u></p> <p>ア 工事に伴い、（廃棄物等）が発生すると予想される場合 イ 供用に伴い、（廃棄物）が発生すると予想される場合 ウ その他、一般廃棄物、産業廃棄物又は建設発生土が発生すると予想される場合</p>	<p><u>特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物の発生と処分が予想される場合は必ず選定。</u></p>
3 環境保全目標 の設定	<p>(1) 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量、排出量及び最終処分量を最小限にとどめる水準 (2) 建設発生土の発生量及び場外搬出量を最小限にとどめる水準 (3) 建設発生土の有効利用が十分になされている水準 (4) その他科学的知見</p>	<p>廃棄物と建設発生土ごとの目標設定の考え方を明示。</p>

項目	改定案	ねらい・ポイント
4 (1) 予測項目	<p>ア 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量、排出量、資源化量及び最終処分量</p> <p>イ 建設発生土の発生量、場内利用量、場外搬出量及び有効利用量</p> <p>ウ 廃棄物発生量等の削減の程度 対象事業における発生抑制、再使用及び資源化の取り組みを実施した場合と行わなかった場合を予測し、その差分により発生量等の削減の程度を求めること。</p> <p>エ 建設発生土の発生量等の削減の程度 (ウと同様)</p> <p>オ 処理・処分の方法</p>	<p>予測すべき項目を列挙。 <u>また削減の程度の定義 (取組みの有無)を明示。</u></p>

項目	改定案	ねらい・ポイント
6 環境の保全のための措置	<p>事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。</p> <p>(1) 工事中</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化に関する措置 イ 建設発生土の発生抑制及び有効利用に関する措置 ウ 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の保管に関する措置 エ 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の運搬・処分に関する措置 <u>オ 資源の循環利用（再生素材の使用等）に関する措置</u> <u>再生素材を使用した資材、製品の選択（例：戻りコンクリートを使用したセメント、モルタル等）</u> <p>(2) 存在・供用時</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化に関する措置 イ 食品リサイクルに関する措置 食品廃棄物の飼料化、肥料化、バイオガス化等によるリサイクル <u>ウ プラスチックに係る資源循環の促進に関する措置</u> <u>(ア) プラスチック製品の使用の合理化</u> 長期使用、過剰な使用の抑制、又は薄肉化・軽量化された製品、 <u>再生プラスチック若しくはバイオプラスチックを用いた製品の使用</u> <u>(イ) 製品の原材料に再生プラスチックやバイオプラスチックを使用</u> (ウ) 資源化等 エ 一般廃棄物及び産業廃棄物の保管に関する措置 オ 一般廃棄物、産業廃棄物の運搬・処分に関する措置 <u>カ 資源の循環利用（再生素材の使用等）に関する措置</u> <u>製品の原材料への再生素材の使用、再生素材を使用した製品の使用</u> 	<p><u>循環経済における再生可能資源への代替の取組みの例の記載。</u></p>

6 環境影響評価審査会 意見聴取の進め方(案)



各環境影響評価項目の別記（事務局案）については、今後、委員の皆様にも個別にもご相談させていただきます。ご協力をお願いいたします。